

茨城県共同受発注センターをうまく利用しましょう！

(1) 共同受発注センターってどんな組織？

・ B 型事業所を中心に、仕事を斡旋し、工賃向上の一助となることを目的とした組織です。

- ・ 一般社団法人 茨城県心身障害者福祉協会が運営する組織です。
- ・ 茨城県から委託を受けて、受注業務のあっせん・仲介等の窓口を行っています。
- ・ 就労支援継続 B 型向けの受注活動を中心に行っています。県内に約 330 ある B 型施設のうち、約 200 施設が会員として加盟して頂いております。特に、昨年度も 50 程度の施設が新規加盟して頂くなど、会員施設が急拡大しております。
- ・ 基本的に県内の全施設に加盟を呼びかけています。(年会費は 3000 円 (税込))

■共同受発注センターの会員数の推移

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度※
会員数	126	143	173	207

※H31 年度は第 3 四半期までの数字。他は年度末の数値

(2) 共同受発注センターへの加盟のメリットは何ですか？

- ・ 仕事の紹介を受けることができる。
- ・ イベントに参加できる他、情報を貰うことができる。

- ・ 活動員・コーディネーターが、日々、企業や官公庁にお伺いして、営業活動を行っております。(施設を回る工賃向上指導員や農福連携に特化した担当者もおります。)
- ・ 非営利組織ですので、斡旋・紹介手数料は無料です。

(3) 共同受発注センターはどのくらい仕事を受注していますか？

- ・ 昨年度の受注金額は 8000 万円超。今年は 1 億円超えを目指しています。
- ・ 受注内容の向上にも気を配っています。

- ・ 次の表にあるように、年々多くの仕事を受注しています。(スポット・継続いろいろあります)
- ・ 引き合い案件が、受注につながるよう、質的な向上も図っています。

■共同受発注センターの受注金額の推移

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度※
金額 (円)	42,117,159	61,867,627	81,192,568	77,791,218
件数 (件)	129	164	214	215

※H31 年度は第 3 四半期までの数字。

■共同受発注センター昨年度同時期の比較 (第 3 四半期まで)

	H30 年度	H31 年度	増加率
金額 (円)	59,057,697	77,791,218	40%
件数 (件)	190	215	13%

(4) 具体的にどのように仕事を紹介されるのでしょうか？

- ・ ガイドブックに載っている受注フローのように、案件を公募します。
- ・ 現在はメールでの配信ですが、次年度からはホームページからも閲覧できるようにします。

- ・ 継続の案件や、お客様のご要望により地域指定・期限指定がある案件は、このフローと流れが異なります。(受注要項を策定しております。)
- ・ 基本的には、斡旋を行った後、直接の契約をお願いしています。
- ・ できるだけ会員の皆様に情報が行き渡るように努力しています。

(5) どのような仕事を紹介されるのでしょうか？

- ・ 内職系 (ボールペンの組立、テープ貼り、金属部品のバリ取り、箱の組立 等)。
- ・ 施設外就労系 (清掃、農業、除草 等)
- ・ 対面販売系 (商業施設や官公庁での自主製品販売 等)
- ・ 物品販売・調達系 (名刺・ポスター・のぼりの印刷、お菓子・お弁当の調達)

- ・ 必ずしも常時あるわけではありません。できるだけ受け幅の広い、受注活動を行っております。

(6) 参加できるイベントはどのようなものなのでしょうか？

- ・ 農業研修会、営業力研修会など、毎年度、様々なテーマにチャレンジしています。

- ・ 今年度は、農業研修会 2 回開催 (のべ参加：9 施設、31 人)、営業力研修会 2 回開催 (のべ参加：34 施設、46 人) を開催しました。2 月 25 日には工賃向上全体研修会があります。
- ・ 昨年度は、農業体験会 2 回開催 (のべ参加：17 施設、80 人)、清掃講習会 1 回開催 (のべ参加：26 施設、41 人)、食品衛生講習会 1 回開催 (のべ参加：32 施設、36 人)、営業技術研修会 1 回開催 (のべ参加：15 施設、19 人) を開催しました。

(7) その他得られる情報はどんなものでしょうか？

・県や国の動向などの情報発信を予定しています。

・現在は、わずかな情報提供しかできておりませんが、今後はホームページのリニューアルにあわせて、情報発信を強化していく予定です。ご期待下さい。

(8) 共同受発注センターに加盟することで発生する義務はありますか？

・年会費の納入。

・受注要項にあわせた共同受発注センターからの受注と、実績の報告。

・特別な義務はありません。案件の打ち合わせで、ドタキャンしない。連絡をする。仕事を断るときは、斡旋者である共同受発注センターに一報入れる。など、基本的な事だけです。

・受注している案件については、その実績の報告を義務づけています。

(9) 他に共同受発注センターの活動はありますか？

・県障害福祉課やその他の部署と連携して、様々なPJに取り組んでいます。

・優先調達対応として、県の関係者への周知、国・市町村へのお願いなどを行っております。

・農福連携の促進を目指して、県障害福祉課・農業経営課、農業総合センター、各地の普及センターと連携して活動を行っています。(農福連携の担当も置いております) 各種補助金の使用する際の支援も行っております。

・お弁当PJ、置き菓子PJ、エコボールPJなど、新しい取り組みも行っております。

・優先調達対応として、県関係者への周知を図っているほか、国や市町村へ仕事を頂けないかお願いに回っております。(担当も1名つけております)

うまく利用して、工賃向上に繋げて下さい！

以上